

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会

(新たな児童相談の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和2年10月14日(水) 18時55分～21時00分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

提言骨子(案)の検討について

2 報告事項

緊急提言について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

磯谷副部会長、大木委員、増沢委員、宮島委員、山本委員、松原委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第2回専門部会 主な意見まとめ

資料3 提言骨子(案)

資料4 新たな児童相談の在り方に関する緊急提言

資料5 専門部会開催スケジュール(案)

開 会

午後6時55分

○宿岩事業調整担当課長 委員の皆様おそろいですので、少し早いですが、始めさせていただきます。

お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況ですが、本日は柏女部会長から欠席の御連絡をいただいておりますが、そのほかの委員の方々は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので、御確認をお願いします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から資料5のほか、参考として第1回・第2回専門部会資料及び参考資料、水色のフラットファイルのつづりを置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。

御確認いただき、万が一資料の不足等がございましたら、事務局にお声かけいただければと思います。

また、本日は机上にタブレットを配布しております。事務局からの資料説明の際、資料に沿って説明を映しますので、あわせてご覧いただければと思います。特に操作していただく必要はございません。

なお、事務局の説明資料は印刷したものを机上にも配布しております。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしく願いいたします。

御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第3回専門部会を開催いたします。

この後の進行は磯谷副部会長にお願いしたいと思います。

○磯谷副部会長 皆様、こんばんは。本日は、先ほどお話がありましたように柏女部会長が御欠席ということでございますので、私のほうで司会をさせていただきます。

早速審議に入りたいと思います。

前回は東京都の児童相談体制・予防的支援の検討に当たり、ポイントを5つに絞って施策の方向性について審議をいただくとともに、緊急提言案について検討を行いました。

本日は、前回出た主な意見について簡単に振り返った後、提言骨子案について審議を行い、最後に緊急提言について御報告いただきたいと考えております。

では、まず事務局から、資料の説明についてお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、私から、第2回専門部会で出た主な意見について御紹介をさせていただきます。資料2をご覧ください。

【在宅支援サービス・母子保健サービスの充実】では、1つ目の○にございますとおり、在宅支援サービスの充実だけでなく、当事者にサービスが届くことが重要だとか、4つ目の○にございますとおり、介護分野におけるケアマネージャーのような役割の人が必要。サービスの利便性を高めるべきという意見や、1つ飛ばしまして6つ目の○、民間との連携を積極的に活用すべき、親支援プログラムの実施等も民間活用可能という意見をいただきました。

【子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化】につきましては、1つ目の○、子供家庭支援センターの相談体制強化は、業務を整理し強化部分を明らかにすべきという意見や、2つ目の○、早期支援の中でも家庭へ訪問することが重要という意見、3つ目の○、子供家庭支援センターは他の福祉分野との連携が薄い、他の福祉分野との協働についても必要という意見をいただきました。

ページをおめくりください。【要保護児童対策地域協議会の機能強化】につきましては、1つ目の○、情報共有にとどまるのではなく家庭に支援を届けることが重要、例えば個別ケース検討会議は中学校区程度の単位で実施し、個別ケース検討会議の中身を適切に進行管理できる実務者会議にすべきという意見や、2つ目の○、地域の関係機関が主体的かつ協働して支援することが重要、要保護児童対策地域協議会の専任化は重要だが、相談業務が手薄にならないように配慮すべきというような意見をいただきました。

次に【通告窓口の在り方】につきましては、1つ目の○、通告を一元化した場合、通告件数はどのくらいの規模になるかの把握が必要であるだとか、2つ目の○、支援機関である基礎自治体から離れた都道府県単位で通告を受けると、子供を救えなくなる恐れがあるという意見、3つ目の○、通告受理機関を一元化するよりデータやアセスメントを一元化すべきという意見、1つ飛びまして5つ目の○、今年度等で実施していますようなサテライトオフィスなどでの試行をするべきという意見をいただきました。

次のページをご覧ください。最後に【介入と支援の分化】についてのところでございますが、1つ目の○、「介入」の用語の整理が必要、初期対応イコール介入ではない、介入と支援を並行して継続する日本では介入があつて次に支援があるという順番になってしまっているという意見、それと、2つ目の○にありますようなパターンB、これは児童相談所から介入機能を組織的に分離するような例を前回の会議で示しましたが、そういったパターンBは現実的ではなく児童福祉法33条の児童相談所長の解釈等に懸念があるという意見、1つ飛ばしまして4つ目の○、日本では欧米のように司法関与がないので時間をコントロールする機能が弱く介入・支援の全体をコントロールするものが必要という意見、最後に6つ目の○、ケースワークの中に親子分離が含まれており、アセスメントに対してスーパーバイズができる体制があれば担当者を分けなくてもいいのではないかという意見をいただいたところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

事務局から前回の専門部会が出た意見について御説明をいただきました。

では、これまでの議論を踏まえて作成された提言骨子案について、全体を2つに分けて審議をしたいと思います。

まず、第2章まで、事務局から説明をお願いいたします。

○吉川家庭支援課長 家庭支援課の吉川です。

それでは、資料3、お手元に御用意をお願いいたします。

本文化する前の提言骨子という形で本日はお示しさせていただきました。全体の構成で言いますと、「はじめに」から始まりまして、第1章については都の現状と海外の参考事例、第2章では主に区市町村に関わる提言で、第3章については児童相談所に関わる部分、最後に「おわりに」という形で構成をしております。

まずは、第2章までの部分について説明をさせていただきます。

まず、1枚目の「はじめに」のところでございますが、児童虐待防止法の施行から20年が経過しましたが、相談件数は増加を続けておるということで、こうした中でも3つ目の○にあるとおり、海外の事例も参考に、今回は改めて早期把握と予防的支援に係る虐待の未然防止の徹底を図ることが重要であるをいたしまして、要保護児童地域対策協議会、要対協の強化ですとか、児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化など、児童虐待の予防的支援・早期対応を強化する施策の方向性を提言するをいたしました。

第1章は「都の現状と海外の参考事例」について記載する予定でございます。

まず1番目としては「都の子供と子育て家庭をめぐる状況」ということで、出生数、合計特殊出生率の推移、核家族世帯の状況、また子育てしている都民の意識に関する統計、ひとり親、若年妊婦などの状況。2番目には「児童虐待の状況」といたしまして、虐待の件数や一時保護所の状況、都と区市町村の協力体制の状況などを記載したいと思っております。3番目としては「海外の参考事例」ということで、イギリスにおける取組状況ですとか、アメリカにおける状況について記載をしていきたいと思っております。

6ページ、第2章でございます。こちらが「予防的支援・地域ネットワーク強化の課題・提言」といたしまして、主に区市町村で取り組んでいただく内容についての内容になっております。

3つで柱立てをしておりまして、それぞれの章立て、項目ごとに考え方、課題、提言という流れで構成しております。

1つ目の柱が「在宅支援サービス・母子保健サービスの充実」でございます。

まず、考え方でございますが、虐待の対応件数が増えている中で、虐待に至る前に家庭の状況を把握し早期の支援につなげる機能を強化することにより、虐待の未然防止、重篤化を防止することが重要であるというところを記載しております。

課題については、予期しない妊娠ですとか、支援から孤立する家庭の把握が困難であるという状況、保育所・学校等の関係機関との情報共有体制に課題があること、訪問により家庭の状況把握を行うための区市町村の体制が不十分であること、支援が必要な家庭に対するサービスが十分には届いていないという状況、予防的支援を十分に実施するためには財政的な課題もあるというところを記載しております。

提言は2つです。提言①は、「母子保健部門や子供家庭支援センターが、子育てニーズを把握するため、積極的に家庭訪問できるよう支援すること」ということでございます。

1つ目の○として、行政のほうからのアプローチによって支援ニーズを把握する施策を充実することと入れていきます。2つ目の○として、未就園など所属がない子供がいる家庭については、支援につなげるため、現在、今年度実施しております未就園児全戸訪問事業がございませけれども、こちらの積極的な訪問を実施するということで、アウトリーチの充実について記載しております。3つ目の○は、ひとり親や若年妊婦など周囲からサポートが受けられず不安を抱えているような家庭の状況の把握を徹底していくというところを入れております。

提言②は、「区市町村が、支援が必要な家庭に妊娠期から切れ目なく的確な支援を提供できるよう施策の充実を図ること」です。1つ目の○としては、産後のサポートを必要としている家庭に対しては、地域の社会的資源、例えば母子生活支援施設などが考えられますけれども、そういった社会的資源を活用した支援を充実していくこと。また2つ目の○として、周囲からのサポートが受けられず不安を抱えている家庭に対しては、子供食堂やショートステイ、ファミリーサポートなどの活用により支援を強化していくところを記載しております。また、最後3つ目の○として、保育所等と児童相談部門が連携強化できるような取組をするということで記載しております。

次のページ、2つ目の柱として「子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化」を記載していく予定です。考え方といたしましては、やはり虐待対応件数が増加する中で、ケースに迅速・的確に対応するとともに、まずは予防的支援の視点に立ちながら子育て家庭のニーズに合った支援を行っていくためには、相談体制と機能の更なる強化が必要ということで、今回の提言の中では、予防的支援の視点に立った内容について盛り込んでおります。

課題といたしましては、予防的支援に対応するには、子供家庭支援センターの体制が不十分であるというところ、予防的支援に向けては、家庭への訪問による積極的な支援を行うためのサポート体制が十分ではないというところ、子育て家庭のニーズに即した予防的支援の視点に立って、家族全体を多角的にアセスメントするためには、子供家庭支援センターの専門性がまだ十分ではないというところ、また、母子保健部門と児童相談部門との情報共有の体制に課題があるというところを記載しております。

提言は2つでございます。提言③といたしまして、「児童虐待への対応力の向上を図るとともに予防的支援を強化するために、子供家庭支援センターの体制強化を支援すること」です。1つ目の○としては、イギリスのアーリーヘルプ等の取組を参考に、予防的支援のコーディネーター機能を踏まえた職員の増配置を支援していくことと、保健部門や生活保護部門などの関係部署と連携を、チームで対応できるような体制を整備していくことを支援していくところでございます。2つ目は、子供家庭支援センターの職員のアセスメント力等の向上を図るための人材育成を支援していくところでございます。3つ目としては、専門職の増配置の支援、民間の活用など、虐待対応などにも対応できる専門性の強化を図っていくことを支援していくところを記載しております。4つ目の○としては、母子保健部門と児童相談部門との情報共有の中核となる専門人材、主には保健師など

の職種を想定しておりますけれども、そういった配置の支援、また、母子保健部門と児童相談部門、子供家庭支援センター部門との情報共有システムの構築を支援していくというところを記載しております。

提言④ですが、「虐待への対応力向上を図るとともに予防的支援を強化するために、子供家庭支援センターの機能強化を支援すること」でございます。1つ目の○としては、予防的支援の充実に向けて、訪問支援等により子育て家庭のニーズを把握し早期に適切な支援につなげる取組の強化を図っていくこと。2つ目の○として、民間機関との連携等も含めた親支援プログラムの充実を図ること。また、3つ目の○として、専門性の向上のための児童相談所との研修派遣受入れを充実すること。4つ目の○として、オンライン相談の窓口やオンラインによる会議などの環境整備を図るというところを記載しているところでございます。

次のページは、上段はイギリスのアーリーヘルプの機能について説明したもので、下段は、左側のイギリスのハートフォードシャー州のソーシャルワーカーの人数と、右側の東京都の児童相談所と子供家庭支援センターのソーシャルワーカーの人数を比較したものでございます。ハートフォードシャー州のソーシャルワーカーについては、都の人口に置き換えて記載しております。これを見ていただきますと、イギリスではアーリーヘルプに従事するソーシャルワーカーが位置づけられておりますけれども、実際に今、児童相談所でも、子供家庭支援センターでも、アーリーヘルプという形での体制、位置づけがありませんので、実施なしというところでございます。また、ソーシャルワーカーの数についても、イギリスの約3分の1というような状況を記載しているところでございます。

次のページ、3つ目の柱「要保護児童対策地域協議会の体制強化」でございます。考え方といたしましては、年々、要対協で進行管理するケースも増大をしております。さらに、予防的支援の充実も必要というところを記載しております。また、要対協調整機関の体制強化を図るとともに関係機関が主体的に協働するため、情報共有と進行管理、そして、今は子供家庭支援センターが担っておりますが、調整機能を強化し、各関係機関の支援力の充実を図っていくことが重要ということを入れております。

課題といたしましては、1つ目で、現在子供家庭支援センターが担っております調整機関の体制、これだけでは不十分というところと、2つ目ですが、情報共有体制と関係機関の支援力に課題があるというところ、また、3つ目、要対協の情報収集をするための調査権限が限定的であるというところ、4つ目、情報共有の迅速化のためのICT活用の環境

に課題がある、以上の点を挙げております。

提言は3つ挙げております。提言⑤といたしまして、「よりきめ細かな進行管理・調整及び支援ができるよう、要対協の抜本的な体制強化を図ること」、としております。まずは1つ目の○として調整機関に専任職員を配置するなどの区市町村の体制強化を支援していくこと。2つ目の○には、イギリスのLSPも参考にしながら、調整機能の更なる強化を図るために、子供家庭支援センターから独立した部門ということで、調整機関の独立部門化などについても検討を行うべきとしております。3つ目の○として、関係機関が主体的に協働できるように、関係機関からは兼務ではなく、出向した専任の職員を配置することも支援していくというところを記載しております。また、ケースが増えてきておりますので、より丁寧な進行管理と緊密な機関連携ができるように担当エリアの縮小・適正化も検討する、ということで入れております。

提言⑥でございますが、「地域の支援ネットワーク強化をするため、各関係機関が主体的に協働して支援できるよう支援力の充実強化を図ること」、としております。1つ目としては、死亡事例などの重要事例の検証を定期的を実施しまして、虐待のリスク要因を関係機関で共有する環境を整備するということ。また2つ目として、関係機関が合同で研修を行うなどの人材育成の環境の整備を入れております。

提言⑦といたしましては、「調査機能を強化するとともに、迅速かつ緊密な情報共有を行うことができる環境整備を支援すること」、としております。1つ目の○ですが、要対協の調査機能を高めるために、児童福祉法の改正など、要対協の構成員に限定せずに調査協力依頼の範囲を拡大していくことを国に対しても提案要求をしていくというところ。また2つ目の○、構成機関がリアルタイムで情報共有できるデータベースの構築についても、実施可能となるように国に提案をしていきたいというように入れております。

最後に、提言⑧でございますが、これまで区市町村に関連した提言①から提言⑦までを実現していくためには、今後子供家庭支援センターや要対協の体制と機能の在り方について、都と区市町村とで検討を行う必要があると考えておりますので、提言⑧としては、「提言①～⑧を実現するため、子供家庭支援センターや要対協等の体制と機能の在り方について都と区市町村による検討を行うとともに、施策を具体化するために財源確保については国へ提案すること」、というところを盛り込んでおります。

最後のページでございますけれども、こちらもイギリスのLSPと、強化を図っていく要対協のイメージとを併記しておりますので、御参考にお目通しいただければと思います。

説明は以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦区切りまして、事務局から御説明いただきました内容のうち、この第2章「予防的支援・地域ネットワーク強化の課題・提言」について御意見、御質問などをいただきたいと思います。

時間の目安なのですけれども、おおむね20時前ぐらいをめどにこの論点について切り上げて、次に移りたいと思っております。

松原委員、お願いします。

○松原委員 2ページで専門部会の主な意見をまとめていただいた中でケアマネージャーの話が入っていて、意見を拾っていただいているのは非常にありがたいのですが、これは子供家庭支援センター側の相談体制で読むと、予防的支援のコーディネーターや訪問支援等により子育て家庭のニーズを把握するという、この辺りに組み込まれていると理解していいのですか。

○吉川家庭支援課長 おっしゃるとおりで、前回の、ケアマネージャーのような役割の人が必要である、ワンストップ型のコーディネートをするそういった存在が必要だという御意見を踏まえまして、予防的支援のコーディネーター機能を踏まえた職員の増配置支援というところで受けております。ただ、具体的にケアマネージャーというところの配置などについては、今後検討が必要なのかと思いますので、今、具体的な記載はしておりません。

また、保健部門と生活保護部門、DV対応部門などとの連携をした支援ができるような、チームで対応できるような体制についても必要かなと思っておりますので、その部分については触れさせていただいております。

○松原委員 ありがとうございます。

そういった方がリーチアウトで、子供家庭支援センターの外を家庭訪問できていけるような状況になればいいかと思えます。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 これは基本的な方針を描いておられると思うのですけれども、例えば資料3の1枚目「児童虐待の状況」のところで、虐待件数の推移と児童福祉司1人当たりの虐待受理件数の推移が出ているのですけれども、種別とか、もうちょっと細かい数字を見ないと

質的な部分が分からない。今、多分大都市圏は警察からのDV同伴児通告、面前暴力通告と泣き声通告というのが、それまでとは全然違うルートで相談所に流れ込んでいますね。これが東京都の場合、警視庁が全件通告にはまだ入っていない状況ですが、ただ、去年ぐらいから所轄の単位では全件通告が始まっています。そういう一部分の急激な増加が動向として見られていて、全国的には8万件以上のDV相談が警察に来ていて、結局それが従来の相談とは違うルートから児童相談所に来て、全体の相談を圧迫しているのですね。そういう辺りの質的なこととして、これまでどれぐらいの増加率があつて、東京都はこれからどれぐらいの増加が見込まれるのかが見通しとして必要かと。その推計値を見ないと、増やせと言っても、どれぐらい増やせば妥当な対応ができるのかという実像が見えないです。これはみんな努力目標だけで終わると思うのです。

ここで描かれていることを全部実現するとしたら、莫大な規模の予算措置が必要で、かつ、こういうことは何でもそうですが、始めればニーズが増えます。特に未然防止での色々な対策が出ていますけれども、これはやればやるほど多分対象は増えていくのですね。ですから、その増加率とか、少なくとも5年単位ぐらいでの増加率を見込んだ対策がないと、例えば一時保護所でもずっとパンクしていると思うのですけれども、どんな基準で保護するかで一気に数字が変わります。かつ、それが経年的に変わっているはずなのです。なので、過去10年ぐらいの増加率から見て今後10年でどれぐらい増えるのかは見越しておかないといけなくて、今、ここで訴えることは分かるのですけれども、これが5年後ぐらいまででどれぐらいの数まで来ると見ているのか。そうしないと、変に余っているところができたり、振り切られているところができたりすると思うのです。そういう意味で、もうちょっと質的なところと数字的なところの準備が必要なのではないかと思います。

特にDVの話は逆送致へと動いていて、すごく非効率的ですね。しかし、その中で実質的にどうなのかというと、2015年度、2016年度の2年間の6月だけ調べた調査が「全児相」でありますけれども、ほとんどが助言で終わっていますね。泣き声に至っては、保護したのは0.3%ですね。ですから、こういうことをこれまでどおり続けるべきかというのも議論しないといけないことがあつて、その意味では虐待件数の推移を質的に検討したほうがいいかと。

それと、189がどれぐらいこれから東京都で来るのか、それが全部来たとき、どんな初動対応が要するのかというのも重要な課題で、業務負担がすごく問題になると思うので、そこが見える必要があるかなと。そういう意味でいうと、母子保健の色々な行政からのア

プローチ、支援ニーズというのですけれども、どれぐらいの母数、母集団を想定していて、積極的に機関連携もしながら、かつ訪問の頻度を上げるとしたら、どれぐらいの人数規模が必要なのか。これは区市町村によっても違うと思うのです。ですから、その全体像が見えるまでは、できることかどうかとか、どういう方法が一番いいのかという優先順位をよく考えないと、全部総花的に言ってしまったら、到底無理という結論で終わってしまうと思うのです。

そもそも今、コロナの話でも、コロナで虐待が増えたとか減ったとかと言っていますけれども、もともと虐待相談は毎年増えているのです。増えている増加率を超えているのかといったら、そんなに超えていないのです。ですから、元々きつとあった相談は来ていないのです。そういうことも、大都市圏は特にそうなのですけれども、大阪府などは全然虐待相談は減っていないのです。ということは、増えていないのです。おかしいのです。毎年増えているので、だから、その部分はコロナで抑えられて、来ていないのですね。

そのように数字を推計的にも分析しないと、3年先ぐらいになるとどうなっているか分からないという実態があると思うので、特に東京の場合、警察の面前DV通告ですね。もし面前DV通告が全件通告になれば、万の単位で増えるのは間違いない。だから、そういう動向も見て数字を出さないと、どれを優先すべきかも当然大変なことになるので、まずはそういうベースラインの質的な検討とその数字の見通しということとを必ずやるのだと。それにどんなやり方があるかということも含めてこれをセットで考える、もちろん方針はこれで全然おかしくないと思うのですけれども、これをできるようにするにはどうしたらいいというものが要るかなと。

イギリスのハートフォードシャーとの比較が出ていますが、全然人数が足りませんね。その上、ハートフォードシャーの場合、この地域には全部の家庭に家庭医がいます。保険制度が全然違います。家庭医が健康管理の窓口になっていますね。そのシステムの上でこれができていると思うのですけれども、日本はそれがありませんね。だから、同じ人数で比較しても3分の1で、それだけでもえらいことなのですけれども、もっと体制整備が違うのです。その辺りをちゃんと見て、例えばパイロット的に分析するにしても、どこかを対象にして調べてみるという前段が要るかと思います。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

今の数字的な見通しとか、それをまた織り込むのかどうかというところについては、事

務局はどういうお考えでしょうか。

- 吉川家庭支援課長 これまでの推移については、委員がおっしゃったように経路別について当然把握しておりますので、その分析なり、統計については載せられるのですが、今後の見通し、推計値みたいなのところについては、どのようにしていいのか難しい部分もあるのかなと思っております。

事業を展開していくための見込みですとか、今後の見通しについても、確かにこれだけ区市町村のほうの支援体制強化、人数的にもうちちょっと体制強化が必要だとか、そういったものについては、確かに現実的にどのぐらいのニーズがあって、どのぐらいの人員が必要なのかというところまでは、これから検討していく必要があるかなと思っております。最後の提言⑧のところにも少し書かせていただいたのですが、今回、児童福祉審議会の専門部会の提言を踏まえて、今後区市町村と、実態も色々と検証しながら子供家庭支援センターの相談体制の在り方や機能について検討していき、国にも提案をしていければという状況でございます。

お答えになっているかどうか分からないのですが。

- 磯谷副部長 全体的な数字の動向というところ、これは先ほど山本委員からもお話があったように、実際にやればまた増えてくるとか色々要素があると思うのですが、それは今の段階ではなかなか事務局の御説明からすると難しい。実際に制度をつくって、予算を立ててという話になれば、当然そこをある程度見極めていくことになるのでしょうか、今の段階では少し難しいとお話だったかと思えます。

もう一つ、山本委員からお話があったのは、面前DVの通告が非常に多くなっていて、ほとんどが助言で終わっているとか、泣き声通告も実際に保護に至るのは極めて少ない、そういったところがかなり圧迫している。それをこのままでいいのかという御指摘もあったかと思えます。この点は東京都としてもある程度工夫をされているのかなとも思うのですが、どうでしょうか。更に提言にどう盛り込むのか、盛り込まないのかというところも教えていただければと思います。

- 宿岩事業調整担当課長 山本委員が御指摘のとおり、泣き声通告や、いわゆる面前DV通告などについては、これまでの国の調査研究などにおいても、助言などで終わる比較的軽度な事例が多いという話は存じております。これまでの資料などでも少し触れましたけれども、昨年度から、比較的軽度な事案を東京都の児童相談所から子供家庭支援センターに送致するという取組を始めているところでございます。

送致がどれくらい増えるのかは、今後の動向や推移を見る必要があるというところと、事案を区市町村に送るということになれば、第2章で申し上げたような子供家庭支援センターや地域の相談力の向上を進めていく必要があると考えていますので、実務を進める一方で、統計なども見ながら、具体的な施策の在り方や機能の在り方について、先ほどの提言⑧のような形で検討を進めていければと考えております。

○磯谷副部長 先ほど山本委員から、逆送致が無駄ではないかという話があったのは、要するに、児童相談所に入ってきて、それをまた今度区市町村に送致をするというところの手間のお話でしたか。

○山本委員 そうですね。今のままだと警察は児童相談所にしか通告できない内部規定になっていますね。児童相談所がそれを受けて、それから逆送致で区市町村に頼んで、区市町村が訪問をやるときに、支援で行くのか、安全確認で行くのかはまだ決まっていませんね。基本的にはそのまま行くと安全確認で行くのですけれども、警察に相談した離脱していない母子に対して、DVの夫もいるところでどんな調査ができるのかとか、そういうことに関しては児童相談所の権限がない区市町村でそんな大したことができるとは思えないのです。立入調査もできません。

ですから、そういうことそのものが実効性としてどうなのかとか、ほかの工夫の方法がないのかとか、そういうことにも踏み込んで、実際にそういうケースがもし区市町村に移るのならば、直接区市町村にデータが流れるような方法を考えないと、児童相談所はただ右から左に流しているだけでは意味がないですね。

ただ、実際にはDVで来たけれども、その前に身体的虐待があったとか、一時保護歴があるケースは保護されているのです。DV通告ということで縛りがかかって警察が通告してくるとき、警察は過去の事例などを調べないで通告してきますが、児童相談所に来た段階で、これは前から来ているケースだと分かったときは重く取り、何もなかったら区市町村に送致するというように、またそこにフィルターが要るのですね。この辺りをどうにか整理しないと、すごくエネルギーをロスしています。

泣き声は、少なくとも欧米では、アメリカなどはもう泣き声だけならば見に行かないということになっている。これはデータがあるからできるのです。日本の場合、データがないのでできない。みんな見に行っている。見に行くと、母はショックを受けて鬱になっている。絶対に、泣き声通告は見直すべきときはもう来ているはずなのですが、データを取らないと対策が見えない。

もう一つ、そのようにして安全確認を受けたり支援訪問を受けた利用者の声が聞けていない。イギリスなどだと、利用者はパンフレットみたいなものを渡されて、アンケートも渡されて、任意団体に送るようになって、そういうことについての意見表明をすることになる。任意ですけども、住民が意見表明をして、それを集約してフィードバックするシステムになっていて、そこで例えばそういう通告を受けて安全確認を受けた人たちが本当は何をしてほしかったのかとか、何をしてほしくなかったのかとか、行政効果もそういうところから拾って行って効率を上げるという考え方をしておかないと、通告した人はしたきりだし、警察も児童相談所に送致したら送致したきり。とにかく送致してくるばかりで、こっちも見に行くだけになっているので、次にどんなアクションをしたらよりよくなるというのが、今は見えないですね。もうちょっと、今後よくなっていく方向性を出さないと、だんだん社会が監視社会になるだけです。この辺りも触っていく必要はあるかと。特に東京都の場合、モデルになる自治体なので、そういうところに踏み込んでいく姿勢もあつたほうがいいかと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

今のお話を伺うと、とても重要な御助言だと思いますけれども、どちらかというと第3章の通告の辺りで関係してくるところかと思いますし、先ほど、警察が過去のデータを全然踏まえないでただ通告してくるという話がありましたけれども、警察とデータを共有するかどうかは別として、データ共有の在り方と活用の仕方も絡んでくると思いますので、今の御発言、第3章でもぜひ受け止めていただけるといいかと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 大木です。

6第2章の「1 在宅支援・母子保健サービスの充実」の提言②で、妊娠期から切れ目なく的確な支援が提供できる施策の充実を図っていますが、その中身がこれでいいのかがすごく気になります。1つ目が、御説明では母子生活支援施設などと話が出ましたけれども、2つ目が子供食堂とショートステイとファミリーサポートで、3つ目が保育所等との連携ということです。

切れ目なく支援を行うということで考えると、その中でそれぞれのケースの支援ニーズに応じて、1つ目の○や2つ目の○の社会資源の活用というのはもちろんあると思うので

すけれども、施策の充実を図るとすると、母子保健事業で妊娠届のところから妊婦訪問、新生児訪問、乳幼児健診という体系があって、日本はきちりしているの、要所要所で全数の子供たちと家族に会える保証があるわけですね。そこで会えなければこっちからアウトリーチができるということがすごく大事だと思うのです。

ただ、乳幼児健診なども、都内はないですけれども、首都圏内ではハイリスクの家庭の戸別訪問の時間を捻出するために、乳幼児健診を集団でやっていたのを医療機関委託に切り替えてしまったところもこの数年間の中ではあるのです。そうすると、乳幼児期に全然会ってなくて、電話だけで状況把握をして、ニーズアセスメントをするということになるのですが、これは物すごく非効率で、直接会う事業がある中で、会えるはずなのに会えないから家庭訪問に行けるということがある。提言のタイトルも「母子保健サービスの充実」になっているので、切れ目ない今の母子保健システムがあって、そこをきちんと東京は維持してほしいと思っているのです。その上で、そこでちゃんと継続的なアセスメントが、保健分野だけではなくて児童相談の部門と一緒にチームになってアセスメントが進んでいくという、そういう柱がここに入るといいなと思いました。

2つ目が、次の提言③の、先ほど話に出た予防的支援のコーディネートについては、これは大事だと思うのです。ただ、子育て世代包括支援センターも一応コーディネートの役割という位置づけになっており、同じ区市町村の機能ではあるので、区市町村で自由にそこは考えていただいていいよという体制なのか、子供家庭支援センターのところできちんとそれをやっていきたいということなのかもうちょっと明確になるといいなと思いました。

もう一つだけ、さっきの山本委員のお話をお伺いして、この提言に入るかどうかは別なのですけれども、私は施策を区市町村に任せるのではなくて、東京都として、広域自治体として、各区市町村のデータをちゃんと集約して、それは保健のデータも虐待や児童相談のことも含めて政策の評価をして提言をできるという、情報と評価とプランニング、そういう機能を広域自治体として持てるというのはすごく大事なのではないかなと思います。ちょっと中身は違いますけれども、愛知県はそのように母子保健データは全部県が集約をしていて、評価を出したりということを長くやっておられるので、そういう広域自治体としての機能がより必要なのではないかと思います。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

事務局のほうで今の点についてコメントはございますでしょうか。

○吉川家庭支援課長 まず、提言②の、妊娠期からの切れ目ない支援のところについては、母子保健サービスで実際に今やっている健診事業ですとか、面接事業ですとか、乳児の訪問ですとか、色々ございますので、当然そちらのほうの記載は盛り込みながら、継続的な相談との連携したアセスメントというところは検討したいと思います。

提言③の予防的支援のコーディネーター機能の部分ですけれども、こちらの1つ目の○は子供家庭支援センターの強化を見据えた記載になっておりますが、大木委員がおっしゃるように子育て世代包括支援センターに関しては、今、都内の場合は、多くは保健センター部門が担っているところがございます。相談部門の機能というところで子供家庭支援センターを想定しておりますけれども、その辺りについては少し検討させていただければと思います。当然母子保健部門と一体的に連携しながら進めていく話かと思っておりますので、検討させてください。

○大木委員 子育て世代包括支援センターにきちんとそういう機能を付与したいというのであったら、そこを明確に出していいのではないかと。読み手は、今の子育て世代包括支援センターの焼き直しなのかとってしまうかと思うので、区市町村のことであまり口出しにくいのかもしれないのですけれども、それはちゃんと出していいのではないかと思います。

○磯谷副部長 いずれにしても役割の面で整理が必要ではないかというお話なのかと思っておりますので、よろしいですか。

○吉川家庭支援課長 また検討させていただければと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

宮島委員が先で、その後増沢委員でお願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

まず、全体として感じるところを申し上げてから、細かいところをいくつかお伝えさせていただきたいと思います。

全体の検討で、1つ目が、基礎自治体の体制を抜本的に改善する必要があると。これは言い切っていることはありがたいなというか、ぜひとも必要だと思えます。2つ目として、基礎自治体が体制強化をして、もちろん子供と親、家族を支援することが重要だけれども、児童相談所が固有の機能、他の機関で果たし得ない機能をちゃんと果たし

ていくためには、体制は今以上にまだ充実させなければいけないと。この2つを両輪としていただいていることについて、納得し支持します。

先ほど、山本委員も言ってくださったこととつながると思いますけれども、国全体の施策は20年間混迷してきたのだと思うのです。児童相談所ではもう負い切れなくなってきたと。そのために市町村が担うのだということを途中、平成17年改正辺りで出してきたわけですね。しかし、世論受けしやすかったこともあり、189を取り入れて、児童相談所に全部もう一回担わせましょうと。警察も時を同じくして全部通告しましょうと。体制を踏まえずに全て通告することが崩壊を導くというのは、コロナの経験をして世の中も支持している考え方だと思いますけれども、それをべき論だけで全部通告する、内部規定が変えられないということで児童相談所に全て通告すると。その中で御苦労されて、どうしたらいいのだろうと。それを何とかしたいということで、児童相談所と区市町村からそれぞれ出向して、モデル的に試行的な振り分けなどもやっていこうと。これはできること、しかも現実的に対応しようという提言ですから、私はぜひとも進めていただきたいと思います。

それが全体的な考えに関してで、細かい点で大分気をつけないといけない。むしろ提言というよりも、今までの意見のまとめのところで申し上げたいのですけれども、これは私たち委員が発言したものをまとめていただいたわけなので、私たちに責任があると思うのですが、一方で短い言葉に表して言葉をあてがうときに、その言葉が独り歩きして誤解を与えてしまうという点で、参加してきた者として記述は納得できるのだけれども、表記や言葉の選び方はもう一度検討していただいたほうがいいのではないかと思う点を申し上げたいと思います。

メモした順なので順番があちこちしてしまい申し訳ありませんが、まず「コントロール」という言葉ですね。これはどうしても制御するとか支配するという意味内容として日本語では使われる。環境をコントロールするとか、支援をコントロールするとか、ちょうどいい具合に調整、制御するというのが国語辞典に載っているコントロールなのだけれども、一方で、上から目線の印象をコントロールという言葉は感じさせるので、代替できる語が浮かばなかったのですけれども、進捗状況を把握して進行管理していくという意味合いだと思うので、今のコントロールという言葉ではないほうがいいかなと思います。

資料2に「プログラム」という言葉があるのですけれども、これも国語辞典で調べると、あらかじめその手順等を取り決めて契約することと書いてあり、確かに福祉の世界でも生

活保護の自立支援プログラムや就労支援プログラムという形で、あらかじめ決めた段取りに従って色々なことやってもらうということが取り入れられて日常的に使われてはいますけれども、しかし、児童虐待や親子の様々な複雑な問題をあらかじめ定められたそういうものに乗せて解決できるという誤解が生じる可能性があるのではないかと懸念します。確かに治療的、教育的な関わり、ケアの部分を民間が担っていく、それはあり得ると思っ
ているのですけれども、親への支援が親支援プログラムという言葉で表現されるマイナス面も検討が必要ではないかと思ひます。

3つ目として「ケースワーク」という言葉が使われていて、謙虚になって私たちの仕事は目の前の方を助けるということにとどまって、社会的な取組までなかなか手が出せないということで、ケースワークという言葉を見童相談所の見童福祉司の方はよく使うと思ひます。でも、個人をきちんと支援するというのは社会の中で生きている様々な社会の問題とその方の個人の問題、あるいはその個人の問題の中に社会の様々な矛盾が入り込んでい
るという理解がソーシャルワークの基本的な考え方だと思ひますので、「ソーシャルワーク」という言葉に置き換えて言うのが私は本筋だとずっと考へているのですけれども、ケースワークという言葉にあえて統一されている部分もあるような印象を受けます。この辺りはどうなのかと思ひます。

「プログラム」については、介護予防プログラムなども、運動してこうすれば介護状態に陥りませんよということで、運動とか、もっと複雑なもので、例えば日常生活を充実させるよう買物困難の人に買物ができるようにする、そういう様々な包括的な取組こそ必要なので、言葉の選ひ方は大事だと思ひています。

訪問が大事なのはそうなのですけれども、その訪問が大事だという例示の中にファミリーサポートや未就園児の訪問が載っているのですが、私からすると、養育支援訪問事業というものが具体的にあつて、今ある施策の中では、これこそが一番本当にちゃんと当事者に使えるようにするべきものであると考へています。ですから、例示の中に養育支援訪問事業等はぜひとも入れていただきたいと思ひます。

進行管理とか、予防的支援とか、色々なことを考へる上でも、進行管理で一番重要なのはスーパービジョンだと言ひます。管理機能、教育機能、支持機能があるわけですけれども、「スーパービジョン」という言葉がどこにも出てこない。今、見童相談所においてはスーパービジョンが大事だということを言われてはいますけれども、子供家庭支援センターがこれだけ色々
と様々な仕事を担うようになって、実質上、見童相談所に近いものになつ

ているとすれば、区市町村に、そこにスーパービジョンがないというのは非常に問題だと思うのです。だから、やはり要対協の専任化という記載がありますが、その専任の職員はスーパービジョンができる。ケースをちゃんと見立てることができるし、支援者がやっていることも分かるし、支援者と当事者との間で起こっていることをちゃんと読み解ける。これはスーパービジョンだと思いますので、スーパービジョンという言葉を使ったり入れたりすることがふさわしい部分では、そのことを御検討いただきたいと思います。

長くなってすみません。「情報共有」という言葉はいっぱい出てくるのですけれども、情報は持っているのだけれども分析できていないとか、情報と情報を統合できていなくてビッグデータだけ持っている。それでもネット上でも交換できる。でも、よくよく考えてみると、ケース担当者でさえ得ている情報の意味合いに気づけていないということがあるのです。だからこそ、スーパービジョンが大事だと思うのですけれども、情報の共有とともに、情報の分析が必要で、本当はどういうことなのかを探究していくことがどうしても必要だと思います。

最後ですけれども、どうしても児童虐待や子供家庭福祉は当事者の参加を前提としていない。ほかの領域では当事者の力を高めていく、当事者が参加して、自分に対して言われていることをちゃんと意思表示して意思決定をしていく。意思決定支援という言葉が本当に大分メジャーになってきていますけれども、確かに権利擁護として子供の声を聞くということも重要ですが、それとともに、失敗しているかもしれない、今は十分なことができていないかもしれない、でも、一生懸命子育てをしている。その当事者の声とか、そのことを前提として意思決定をする、場合によっては、それはこちらとしては認められませんということとは言わざるを得ませんけれども、基本的に当事者の参加なくして問題の改善はないと考えるので、この辺りの考え方をどう織り込んでいくのか、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○磯谷副部長 どうもありがとうございました。

今の当事者参加のところというのは、宮島委員のイメージからすると、例えば第2章の在宅支援、予防のところとか、あるいは後半検討する第3章の児童相談所のところとか、色々関わる部分はあり得るかと思うのですけれども、今の御発言としては、予防的支援の辺りのお話という理解ですか。

○宮島委員 具体的にここということが申し上げられなくて、漠然とした言い方で申し訳な

かったのですけれども、支援が届いていないというのは、ある面、スティグマがあるからだと考えています。逆に言えば、ケアマネージャーなどは高齢者分野などですとサービスを使うことは権利だし、社会保険の仕組みの中でちゃんと負担もしているので当然使えるよという仕組みだと思うのですけれども、そういう感じには子供のほうはなっていないという基本理解があるものですから、柏女部会長が高齢者分野では当たり前のことが児童では当たり前ではないということをおっしゃってくださったと思うのですけれども、その辺りのニュアンスなのかなと思っているのです。

今、「ここ」と申し上げられないのですが、色々なところにそのことを考えながら見直していったり、考えを深めていくことが必要ではないかということでは今とどまってしまうのですけれども、お許しいただきたいと思います。

○磯谷副部長 分かりました。

影山さん。

○影山児童相談センター児童福祉相談担当課長 児童相談センターの影山です。

今、宮島委員がお話しされた当事者参画の部分ですけれども、実際に在宅支援であるとか、施設から家庭に帰すとか、こういったところで、ケースによっては当事者に一緒に入っていたケース会議をきちんと開いて、それぞれが今後サービスをこういう人たちが提供しますよ、こんなこともできます、では、こういうところを利用しよう。こういったところは取組としてはやっている部分があり、これを中心的にできているのは要対協の部分かと思うので、まずは要対協の部分にその辺りをきちんと書き込むというようなところが一つの出発点なのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宮島委員 今の御発言を伺っていて、過去の委員の意見の中に、個別ケース検討会議は中学校区程度で実施という、そういう発言があったと思うのですが、むしろ個別ケース検討会議というのはケースごとに行うということだと思うので、代表者会議と実務者会議と個別ケース検討会議が整理されていますけれども、確かに実務者会議とか様々なネットワークを組むといったときに、中学校区が単位になるというのは分かるのですが、それこそ個別ケース検討会議に当事者が参加するのはすごく大事なことです。当事者が参加しない会議はあり得ないというような、他の領域でのソーシャルワークの原則も、虐待対応では必ずしもそうは言えないと思いますが、でも、本人の暮らしと本人の人生を変えろとか、いい方向に持っていくということだから、本人参加がなければ事本的には成功しないわけですね。現場では既に当事者参加のカンファレンスは行われているということですから、

ぜひこの辺りは、ここだからきちんと議論できるので、これだけの少人数で丁寧な議論ができる機会をつくってくださったから言えるので。なかなか虐待対応だと感情論で子供を守らなければいけないのだという、それが主流になってこういう議論ができないところが問題だと思っています。今、影山さんが言うてくださったように、実際には行われていると思います。大事にしたいと思っています。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

では、増沢委員、お願いします。

○増沢委員 委員方の御意見を聞いていて、なるほど、そうだなと思っております。児童虐待防止法ができて、重症化した虐待のケースを家から離して保護するということに力を注いできたわけですね。それに対して国民も同意して、ある意味、通告も摘発型というのですか、そういった形が進んできました。

この摘発型、保護型の在り方から、大きく予防的な支援にシフト転換するということは、物の見方や色々なことの認識を相当変えないとならない。つまり、今まで見えていなかったものが見えていく過程なのだということなのです。それは山本委員もおっしゃっていましたけれども、ニーズを拾っていくということなのですが、それはもう子育てに関するニーズは限りなくあります。

そのように考えたときに、この予防的支援にシフト転換するときに、あらゆる相談に乗っていきますというのは聞こえがいいのですが、もう一つ、我々はケースから学ぶということはこの提言の中の一つの柱にきちんと添えるべきと思います。つまり、子供家庭支援センターも児童相談所も色々なニーズに対応するのだけれども、どのニーズを重視してそれにどんな配慮や支援を届けたら重症化しないで済むかについて研究レベルでつかんでいくことが重要、知見を知っていくことが大事で、実はこれについても諸外国はエビデンスをもっているのです。

例えば、小児期の逆境体験を考えたときに、先ほど話に出たDVというのも、虐待防止法の定義に入っているので通告が来た。それで受けた方が重度とは考えずに1回の助言の指導で終わったとする。でも、予防的な観点からすると、DVケースは見過ごしてはいけない配慮が必要なケースとなります。DVのある家庭の中にいる子供がどれだけ苦しい思いをしているのかということなのです。DVを根本的に解決する云々ではなくて、そのDVの中で苦しんでいる子供のニーズを、例えば学校の先生や保育園の先生がそれを知って

配慮してくれたとしたら、いざというときに子供は教師に相談するようになる。そうでなくて摘発型のところで助言だけで終わっていて、見守りと称して何もしていなかったら、子供は何も語らない。

それが予防的支援にすごく大事なところで、そのように考えていくと、DVだけではなくてほかにもあるのです。精神疾患を罹患した保護者、これは以前もテーマになっていたと思います。そうしたところにいる子供。確にかかりつけ医や精神保健分野でそういった患者がいて、そこに子供がいるというデータがとれれば、どこにどれだけそういうニーズを持った子供がいるかというの把握可能かもしれないですね。それから、アルコールや薬物の問題とか、色々なニーズの中でも、これは注目して捉えておいたほうがいい優先すべきニーズがあるのです。

では、そういう課題を抱えている子供に対してどういう支援と配慮があると効果的か。それは抜本的な解決にはつながらないけれども、子供と支援者で問題を共有する形のパイプを結ぶことでもかなり重症化を防げる。エビデンスを基にこうした先の読みをしていくことだと思うのです。今後そうしていくと、先ほど山本委員の数字という話がありましたけれども、本当にそれは大事で、例えばイギリスは精神疾患の中にいる子供が推定値何万人というようなこともコミッショナーが公開しているのです。

それから、ヤングケアラーになっている子供がどれだけいるか。ヤングケアラーの問題も非常に重要です。きょうだいのことを世話しなければいけない子供とか、そういった必要なニーズ把握、一体東京にどれだけいるのだというようなことも、支援の一方で進めていく、つまり疫学的な研究がすごく大事で、それが分かってくれば、どういう体制を組んだらいいかとか、どの機関がそれを知って何ができるか、例えば学校ができることは何だろうか、保育園ができることは何だろうかということを検討していくことが、実効性のある方法だと思うのです。

予防的支援に関して言っていくと、ほかの関係機関ができることがたくさんあるということなのです。それが予防的支援で、重症化してしまっていて、保護して云々といったら児童相談所の仕事だよという話になるのですけれども、そこまで視野を広げていくことが大事かなと。

そうなってくると、個々のニーズ把握、ニーズアセスメントはすごく大事になってきます。摘発型、保護型の支援ではどうしてもリスクアセスメント重視ですね。その力をすごく児童相談所は上げてきたと思うのですが、今後子供家庭支援センターを中心にこの予防

的な支援を展開すると、ニーズアセスメントの力を上げていかなければいけない。それが展開できる場所が個別ケース会議であるわけで、それをスーパーバイズする人がどこにいるのかといたら、僕はそうは育っていないと思うのです。

しかし、こういった心の問題に関して、心にダメージを与えていくような家庭の在り方が、どう子供の発達や子供の対人関係に影響を及ぼすかという知見を一定以上持っていて、その専門性を生かせる職種としては、心理職がまず挙げられると思う。児童相談所に心理職がいますね。これは日本の児童相談所のすごくいいところだと実は思っていて、アメリカのCPSもイギリスのCSCも心理職は配置されていない。アーリーヘルプチームをつくったときに、外からニーズに合わせて専門家を連れてくる形なのですね。でも、日本の児童相談所に既にはいます。僕はこれから児童相談所と子供家庭支援センターがこのアセスメントを上げるためには、子供家庭支援センターと児童相談所とで話し合いをしていくというのはとてもいいことだと思うのです。そういったときに、互いが学ぶ場にぜひ心理職も参加してほしいと。

子供の虹情報研修センターで研修していくときに、虐待事例に対してソーシャルワークと二人三脚でちゃんと心理職が出てきて子供や親に会っているかという、あまりその姿が見えないのです。後ろ側に回ってしまっているという印象です。そこをぜひ心理職も加わりアウトリーチも含めて実行してほしい。特に、心理職は面接室の中で会っているのが本業だと語られている心理職もいるように聞きますけれども、今は公認心理師法の中でもアウトリーチも基本に置いています。そうでなければ災害支援などできませんし、スクールカウンセラーだってできないでしょう。ですから、ぜひその辺りの活用も含めてこのニーズアセスメント力を互いに高めていく。その上で、必要なニーズを持った子供と家庭の実態把握をしていく展開が大事で、それができたら素晴らしいと思うのです。

今すぐに予防的な支援がすぐに展開することはなかなか難しい。できるところから手をつけていく。でも、この歩みが始まること自体が僕は前進だと思うので、悪く言えば、今までその辺りには目をつぶって、見守りと称して実は何もせずに重症化するまで待っているような状況が生じてしまった。これはもう日本だけでなく、そのように失敗した国がいっぱいあって、そういうところではない形でのシフト転換をするということで、提言の中に盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

さっきの心理職は、この子供家庭支援センターにも入れていく、要するに、子供家庭支援センターで予防型をやるのであれば、スーパーバイザーにしても心理職についても必要だという理解ですか。

○増沢委員 必要だと思います。今、たしか子育て総合支援拠点の事業でも、区レベルの人口だったら心理職配置が可能になっているはずですね。そういった意味では子供家庭支援センターに置くことも必要ですし、少なくとも児童相談所の心理職はそこに出向いて行って、それこそニーズアセスメント把握やコンサルテーション、さらにはケーススーパーバイズもできると思うのです。現状を踏まえていけば、個別ケース検討会で子供の心理的課題等の理解を中心にアセスメントをもっと深めたほうがいいなという場所は、心理職がもっと参加すべきだと思います。

○磯谷副部長 吉川さん、どうぞ。

○吉川家庭支援課長 ありがとうございます。

東京都でも、子供家庭支援センターの専門職員の配置については加算で配置できるような支援をしております。また、拠点でも、任意ですけれども心理職の配置を支援しているところなので、徐々に区市町村でも心理職の配置については進んでいるところもありますが、まだまだ不足しているところではありますので、今回の提言の中にもそういったところは入れていければと思っております。

○磯谷副部長 西尾さん。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 非常に貴重な皆様方の御発言、ありがとうございます。

今までのところでまとめて考えたところを申しますと、データから学ぶ、ケースから学ぶ、今のニーズアセスメントのところも含めて非常に重要な御示唆をいただいたと思っています。

最初の山本委員の警察からの通告の数ですとか、あの辺りのところは私どもの持っているデータを整理して第1章でできる限り盛り込んでいきたいと思っておりますし、また、予測や見通しというのはなかなか難しいのですが、トレンドではこうだとか、できる範囲のところはトライしてみたいと思っております。この後、こういった分析が引き続き必要なのだという、その視点そのものは盛り込ませていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

何かありますか。短く。

○山本委員 第2章の1枚目の母子保健部門との協働というところは根本的なことだと思います。それ以外は現状からの対策強化なのですけれども、ここは入り口からの支援ということになります。課題では予期しない妊娠と出ていますが、提言の内容のほうは産後ケアに行っているのですけれども、これは妊娠期からの把握、妊娠相談からの把握、極端に言うと、東京都で妊娠したらほっておかないと。あんたら、東京都で妊娠したらほっておきませんよという路線が要るかと思いました。

あと、今も言っていただきましたけれども、エビデンスベーストなポリシーをもって政策を決定していく。これは世界の基本の流れですね。このエビデンスベーストというところで、今、データサイエンスの世界では予想というのは相当検証できるようなシステムができてきているので、何か所かで私も発表してきましたけれども、本当にエクセルベースでも10年間の過去データの一致率を見ると、あとの10年間ぐらいの予想値が簡単に出来ます。それも分野別に。その分野別に出たものに毎年実数が入っていくわけで、修正はどんどんかけられます。そうやって予想どおりなのか予想外れなのか、それによって対策が足りたのか足りないのか、そのように評価していくということと、それから実効的な対策で目標数値として何%何時間以内に達成したとか、そういうことができているのかという両方です。想定したものに対する対策として合っていたのかと、実際にやった対策が基準を満たしたのかという2つを同時にずっと追っていくことをしないと、施策の適合性は取れないわけですね。このシステムを、今の第2章で言うと提言⑧になると思うのですけれども、データの分析と常時エビデンスベーストな評価と対策の立て方の体制をつくるということを目指したほうがいいと思います。

国が調査の情報共有とかと色々言いますけれども、ただ共有しただけでは意味がないのです。それが評価されて分析されていくことが大事なので、その基本線をつくるということ、どこもまだできていないと思うので、ここまで色々な手当てを打とうとしたら全体のトータルバランスは絶対必要で、どんな評価をしたのかということは出てきます。それは、税金を使う適正さという面でも援助を受ける人の満足度が問われるわけなので、そこはエビデンスベーストで行くというように、手だてを探していくということは方針にあったほうがいいかと思いました。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

手短に。

○増沢委員 すみません。もう一点手短に。情報共有システムは情報保護法の縛りでなかなか機関同士の情報共有は難しいという話がありました。確かにそうなのですが、要は一方向的な介入型をやっている限り難しいのです。予防の段階でニーズに対して支援を届けるときに、具体的な支援が届けもらうためには自分の情報をそちらに渡したほうがいいという市民側の信頼があれば、この情報共有ができていくのです。

だから、基本、要対協で情報共有できますよと言ってもこれは本当に厳しい話で、本当は全て同意の上で情報共有すべきなのです。でも、それができるのはニーズに対して支援を届けているからなのです。だから、予防的な支援を充実させていくことは情報共有を可能にしていく道を開く、そういった認識も持っていただければと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

それでは、次は第3章に行きまして、こちらについて事務局から御説明をお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、引き続き第3章について御説明させていただきます。

第3章は「安全確保の徹底・早期対応強化の課題・提言」として、2つの柱から構成されています。

1つ目としまして「増大する虐待通告への適切な対応」でございます。考え方ですが、現在、虐待通告を児童相談所と区市町村それぞれが受理しており、虐待通告件数は児童相談所、子供家庭支援センターともに増大し、現場は初期調査や安全確認の徹底に追われているところです。こうした増大する虐待通告に対し、迅速・的確に子供の安全を確保し早期に適切な機関に繋ぐ効果的な方策が必要というものでございます。

これまでの会議で次のような課題の確認を行いました。増大する虐待対応に応じる児童相談所・子供家庭支援センターの体制、専門性の課題であるとか、先ほどの山本委員のお話にもつながりますが、通告のミスマッチというか、児童相談所に面前DVに見られるような比較的重篤度が低い通告が寄せられたり、一方、子供家庭支援センターに重篤な通告が寄せられる事態が生じています。また、児童相談所の家庭訪問を受けた保護者への心理的負担があるだとか、東京ルールの送致を活用するが、協議等に一定の時間を要する課題がある。それと、児童相談所と子供家庭支援センター間のデータ共有に課題があるなどでございます。

こうした課題に対しまして、3つの提言をまとめております。提言①は、「増加し続ける虐待相談に迅速・的確に対応するために、児童相談所・子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ること」です。内容としましては、具体的には、1つ目、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増配置、一時保護所職員の増配置、また保護所の入所定員の拡充、民間機関の活用も必要ではないかというところ。2つ目としまして、再掲となりますが、専門職の増配置や民間の活用など、子供家庭支援センターの専門性の強化の支援も必要となるというところでございます。

提言②は、「児童相談所・子供家庭支援センターの連携の更なる強化を図ること」でございませう。具体的には、今年度から児童相談所のサテライトオフィスを区市町村の子供家庭支援センターに設置し、共同で相談対応を行うモデル事業を開始しておりますが、このサテライトオフィスを推進すること。また、児童相談所や子供家庭支援センターに入る相談事案の内容は様々であり、ケースワークの中でも家庭の状況は変化するため、相談内容に応じた支援ができるよう、東京ルールの送致を積極的に活用していこうというものでございませう。

提言③としまして、これも先ほどの山本委員の御意見と関係するところでございませうが、そうした様々な通告が児童相談所と区市町村に入るがゆえに、「将来的な通告対応の在り方を検証するために、都と区市町村間において試行的に通告の振り分けの取組を実施すること」ということでございませう。具体的には、今申し上げましたサテライトオフィス等において、児童相談所と子供家庭支援センターが共同で通告対応の振り分けを試行いたしまして、その効果と課題の検証をすることでございませう。先ほど意見を聞いていて、振り分けするだけではなくて、振り分けした後も児童相談所と子供家庭支援センターが共同することも含めて実施する必要があると考えております。また、こうした振り分けを行うに当たっては、国が開発を進めている情報共有システムの活用もしながら、データの共有化を図るほか、一定の基準で通告の振り分けを行うためのアセスメントシートの作成や活用も進めていくというものでございませう。

次のページをご覧ください。もう一つの柱といたしまして「介入と支援の分化・機能強化、権利擁護の推進」についてでございませう。介入と支援の分化に関わるこれまでの議論といたしましては、この介入と支援というものは並行して存在するため、前回お示したような児童相談所から介入部門を別組織として整備するようなパターンBと言われるようなものを進めるのではなくて、現行の児童相談所と区市町村とが連携しながら、保護機能

と支援マネジメント機能を適切に発揮できる体制を整備していくことが重要というような意見が多かったと思います。こうした前提で考え方をまとめてございます。

まず、児童相談所内において、虐待対策班と地区担当で役割分担する現行の体制を維持しつつ、保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、効果的な相談援助活動を実施することが必要でございまして、子供家庭支援センターでは、身近な地域で子供や保護者を継続的に支援することが必要ということでございます。また、前回、介入と支援のケースワーク全体をコントロールするようなことが必要という意見もございましたから、ケースワークの進行管理を徹底するとともに、第三者的視点からチェックする仕組みが必要ということ。それと、ケースワークを進める中で子供の権利擁護を推進するため、子供の意見表明の機会を確保することが必要としております。

これまでの会議では次のような課題確認を行ったところでございます。保護機能を担う虐待対策班、支援マネジメントを担う地域支援担当のいずれも業務が増大していること。一時保護所が恒常的に定員超過しており逼迫状態であること。面前DV通告や身柄付通告など、警察からの通告が増大していること。子供家庭支援センターの体制、専門性の課題であるとか、保護者との関係性を重視するあまり介入的アプローチに消極的になる場合もあること。児童相談所の相談援助活動に対し、第三者機関が評価する仕組みがないということや、保護者支援が十分とは言えないということ。それと、子供自身が意見を表明できる機会が少ないというような課題が挙げられます。

こうした課題に対しまして、提言④から提言⑧までの5つの提言にまとめているところでございます。提言④といたしまして、「虐待対策班の増員や一時保護所の拡充など、子供の安全を確保する体制の強化を図ること」でございます。主に介入と支援というカテゴリーで言えば、介入的な機能の項番となります。具体的には、再掲といたしまして、児童福祉司、児童心理司の増配置、一時保護所の職員増配置や定員拡充を図ること、次に、一時保護所の環境改善や一時保護委託の積極的活用を図ること、警察官OBの積極的な活用など警察との連携を図ることというものでございます。

提言⑤につきましては、「適切なケースワークを実施するため第三者の評価を導入する仕組みなど、体制の強化を図ること」でございます。先ほど少し挙げましたケースワーク全体を管理、コントロールするようなことも必要との意見から踏まえて盛り込んだ項目でございます。具体的には、状況の変化に応じて保護機能への切替えを適切に判断するなど、児童相談所の中における管理職やスーパーバイザーにおける進行管理の徹底が求められて

います。ここは宮島委員の意見のスーパービジョンなどの話とも関連するところかと思えます。それと、児童相談所の相談援助活動への外部評価の仕組みの構築も必要としております。こちら山本委員の先ほどの意見の中で、相談者の意見を聞く仕組みが海外であるという意見がございましたが、そこに関連する部分もあるかと思えます。今後そういった相談部門での外部評価という取組も検討が必要としているところでございます。

提言⑥といたしましては、「身近な地域で子供や保護者を継続的に支援する子供家庭支援センターの体制強化・機能強化を支援すること」というところで、こちらは先ほどの第2章の子供家庭支援センターの強化に係る提言の再掲という形にしているところでございます。

次のページでございますが、提言⑦といたしまして、「虐待防止、家族再統合に向けた保護者支援の充実を図ること」というところでございます。こちらは家族への支援機能の強化として盛り込んでいるところでございます。具体的には、児童相談所が実施する保護者援助プログラムの見直し・強化を図っていく。それと、こちら再掲となりますが、子供家庭支援センターによる民間機関との連携等も含めた、親支援プログラムの充実としております。

提言⑧といたしまして、「子供の権利擁護を図るため、子供自身が意見を表明できる仕組みの充実を図ること」、具体的には、子供の権利擁護を図るため、子供自身が意見表明できる仕組みの充実、子供の代弁者が意見を表明できる仕組みの構築としておりますので、こちら宮島委員の意見にあったような当事者の意見を反映する仕組みでの関連するところでございます。

報告書の最後に「おわりに」としまして、今後の検討課題等を挙げたいと思っております。1つ目は、今回申し上げた通告の一元化の話だとか、支援と介入の在り方については、今後の状況等も踏まえて、引き続き議論が必要であるとしております。今後の虐待通告件数の量や質の変化、通告の一元化の話は国においても議論継続中というところでございますので、こうした動向も踏まえて引き続き検討が必要としております。2つ目は、児童相談所の児童福祉司、児童心理司や子供家庭支援センターのワーカーなど、児童相談分野にかかる人材の確保、育成は喫緊の課題である、今後、更なる充実策を要望するというものでございます。

今回の専門部会では相談体制の強化策を中心に議論をいただきましたが、前提として、施策の実務を担う人材がいなければ実行に移せないものであるため、人材の確保、育

成の充実を求めるといふものを最後に触れておきたいと考え、盛り込んでおります。

事務局の説明は以上となります。皆様から御意見を頂戴できればと思います。

○磯谷副部会長 ありがとうございます。

それでは、早速御意見をいただきたいと思います。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 通告対応が一番、介入的になるのは、保護ではなくて安全確認なのですね。この安全確認を児童相談所と子供家庭支援センターと一緒にやっている限り、どこもが介入機能を強化していく形になるので、そういう体制を国が敷いて平成17年から実施していますから、そうってしまったのですけれども、これは将来的にはもっと分かりやすく、支援ベースの機関と介入を担っているものとは、一般市民から見て分かるようにする必要がありますかと。今、一般市民も安全確認を介入と思っていないくて、一時保護を介入と思っていますけれども、実際に起こっていることは安全確認による介入なのですね。児童相談所は立入調査までやって安全確認をするわけですけれども、実際に子供家庭支援センターが子供を見せろと嫌がる親を追いかけ回すことになっているわけです。それは全然支援ではないです。だから、どんなに口でうまく言っても、要するに、子供を見せろと追いかけ回さなければならなくなっているんで、それをやっている限り、その関係でサービス提供にはならないです。だから、一般市民から見たら、それはあの人たちは子供を見張っていて取りに来るのだと、必要があったら児童相談所を呼ぶのだと、そう反応しているはずなので、そこは将来的には整理しなければいけないと考える必要があるかと。

だから、今、介入機能だけ分離するのがいいとか悪いとかというのは、組織論的に言われていると思うのですけれども、一般住民側から見て、安全確認のための介入でプライバシーに入ってくる、この部分をどうやって分かりやすくするか、そこに支援がついてくるというのをどうやって分かりやすくするかという課題があると思うので、それこそサテライトオフィスと一緒に通告の振り分けを考えるとということが始まるのであれば、どこから支援を届ける体制を組むのがいいのかもぜひ課題にさせていただきたいと思います。

リスクアセスメントシートの活用というものが出てきますけれども、これは実はストレングスとリスクなのです。在宅指導でこの家族は大丈夫という判断と、大丈夫なのだけれども、危ないところはここだというその見分けが実は要るのですけれども、これが標準化されたものがないのです。

もう一つ、ニーズのことも、リソースとニーズですね。その地域、その家族、その親

族がどんなリソースを持っているかということと、それはニーズとしてどう生きるかという評価だと思うので、いずれもこれが今のところエビデンスがないのです。ですから、そういうものを見ていく体制が要るかと思います。

ですから、当面は今の体制は全然みんなパンクしているから足りないので強化しましょう、これはいいのですけれども、将来に向けては支援の提供であることと、子供の安全を守るための安全確認から始まる管理的な機能ですね。それはどうあるべきかを、機能分化として考える必要があると思います。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

一般市民から見て区別がつくということが非常に重要だということで、なるほどと思いました。

ほか、いかがでしょうか。

まずは宮島委員、お願いできますでしょうか。

○宮島委員 ありがとうございます。

さっき、ここの部分まで含めて意見を言ってしまったなということを、資料を読んできたものですから、入ってしまったことをお許しいただきたいと思います。

3点申し上げたいのですが、考え方の課題の中にぜひとも書き込んでいただきたいなと思うことがあります。それが1点目です。増沢委員も言ってくださいましたけれども、アセスメントがリスクアセスメントに偏ってニーズ把握が十分でない、これはまさに課題ですね。議論の中でも、私はたしか申し上げたと思うのですけれども、あちこちで色々なことを言っているから混濁しているかもしれませんが、判断を一旦保留することがすごく大事だと思うのです。というのは、疑いでもいいから通告しなさいという仕組みなので、事実是不分かっているわけですね。決めつけてはいけないわけです。一旦判断を保留してどうなのでしょうということを聞く。児童福祉法の条文で言えば、児童の状況の把握というものがある。でも、児童虐待防止法は安全確認になってしまったので、もう安全確認という疑いの目でしか見ない。よく分からない、でも心配する声がある、私たちも心配で、子供の利益もあなたの御家族の利益も図らなければいけないから聞かせてくださいというのがとても重要なことで、それがない。判断を保留しないで安全確認に走ってしまっている。これに対する反省が、これは東京都ということではなくて、我々を含めて色々な発信をしてきた人間に今求められているのだらうと思うのです。これがないということを、ぜひと

も課題の中には書き込んでいただきたいと思います。

2つ目は、提言⑤のところに記載のある、状況の変化に応じて保護機能への切替えということに関しては、切り替えるという発想も違うのではないかと思うのです。あなたのことを心配しています、子供のことを心配しています、御家族のことを心配しています、このままだと事件になってしまうかもしれない、子供に本当に重大な危機が及ぶかもしれない、あなたが加害者になってしまうかもしれない、だから、私たちは子供とあなた方を守ります、守らせてくださいと。これは一貫した権利擁護の考え方ですね。保護機能というのはどうしてもやらなくてはならないということだから、かなり父権的なものですが、それもしなくてはならないというよりは、これは一貫したものなので途中で切り替えるという発想がちょっと違うのだよなど。子供を守る、保護者も守る、それが一貫した中で、どうしても制止しなくてはいけないことや子供の保護もしなくてはいけない。切り替えるという言葉がこの20年の間で結構使われているのです。そこが誤解を生んでいるということに自覚的になるべきではないかと思っています。

13ページで、さっきのプログラムとかケースワーク、ソーシャルワーク、この辺りは色々御検討いただきたいのですけれども、ここにあなたを支えますとか、あなた、家族を応援しますとか、そういったことがない中で、保護者支援とか子供支援はあり得ない。さっき、ほかの領域では当事者参加が当たり前になっていると述べました。これは、障害を持っていらっしゃる方の支援サービスを考えたときに、障害を持っていらっしゃる方の声をなくして決めない、だから、当事者参加が基本的にはケース検討会においても原則なのだ。でも、虐待対応においてはそれを全部行うわけにはいかない、関係者だけで協議するときは必要ですけれども、でも、基本はどこなのだ。さっきの情報の共有もそうですね。本当は御本人の承諾を得るのが基本なのだ。量や数が違うかもしれないけれども、支援を考えたときは、あなたが生きることを支えますということですから、支援の「支」は「支える」なので、応援するということが基本にあるのだというのが、3つ目というよりも本当は1つ目の○になってもいいなと考えますので、御検討いただきたいと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

切替えのところは言葉の問題ですけれども、権利擁護としては一貫している。ただ、対応としてはある意味切り替わっている部分はある。要するに、行政処分をとるとかですね。そこは段階が違うところがあるということかと思いました。

判断を保留するということはすごく興味深いお話だと思うのですけれども、すごく面

白いと思うのですが、安全確認と、先ほど山本委員からのお話もありましたが、支援としての関わりの始まりという、そのところをどう整理するのか。安全確認は今の段階で放棄するのは難しいですね。それは必要なのだろうと思うのですが、さはさりながら、安全確認だとして行ってしまっても結局支援に結びつけられない、その問題もすごくよく分かるのです。どうバランスを取るというか。

○宮島委員 バランスというか、確かにもう児童相談所とか子供家庭支援センターが来た、支援といっても疑っているのでしょうと当事者は当然思います。だけれども、急にお邪魔して大変申し訳ありませんがという言葉が最初に言えるかどうかとか、そういう臨床的な息遣いなどにも全部影響してきていると思うのです。それでショックを受けて、通告されたのだ、役所が知っているのだ、それで来たのだということで、本当に鬱っぽくなったり、近所との交流がここでは暮らせないということまで追いつめられている当事者の方はいっぱいいると思います。そういう面で、全てのものを行けばいいのかということは見直さなければいけないと思うのです。

でも、まずは臨床的な面で、先ほど山本委員が御指摘したようなことも起こっていることも含めて、そこは当然こちらとしては安全確認かもしれないけれども、状況の把握をさせてくださいと。急に来たので、今、ショックでとてもお話しできないというのも分かります、出直してまいりますということも含めてあっていいし、実際にそういうことを経験値の高い優れたワーカーはやっていらっしゃると思うのです。正直であること、誠実であることがソーシャルワークにとってとても大事なことなのですからけれども、それが勇気とか、引いてはいけないみたいな価値だけが優先的に語られている。それに対しての反省や疑問は持っています。

○磯谷副部長 さっき大木委員が挙げていらっしゃったのですが、関連だったら、まずは山本委員。

○山本委員 児童相談所で仕事をしてきた者の経験から言うと、我々は万能ではないので、判断保留は極めて危険です。そうすると、イギリスのようなプロテクションカンファレンスをする。一旦は保護した上で、親も参加して、プロテクションカンファレンスをする。子供の安全を先に確保する。そういうシステムが最後のやり方かと。

ただ、ニューヨークなどもプロテクションカンファレンスを始めていますけれども、親に付添い弁護士を保障しないといけないし、親は怒って途中で帰ってしまったたりするので、それでも付添い弁護士が親代理人として最後まで付き合うとか、その結果、

どんな裁定を下すかというのは司法の関与がないとしんどいのです。そういうものがあれば、このアセスメントそのものと子供の安全を両立させて、すぐにプロテクションカンファレンスをするということで、子供の安全を確保した上で親と話し合う、そういうシステムになると思うのですけれども、これを日本はできていないのです。それで大目に見て帰って、もう二度と子供に会えなかったり、事件が起こっているわけです。

ですから、ここは相手次第というところがあって、その部分で子供の安全の責任は行政にあるので、安全を守ることと親の言い分を聞くことのバランスですね。今だと一方的に保護したと言って、それは決定だみたいなやり方になっているのですが、これは本当はプロテクションカンファレンスで話し合うべきなのです。そこが保障されていない。保護されたら決定事項になってしまっている。そこは確かに見直しが必要なのですが、それを変えようと思うと本当に法律を変えないといけない、思想を変えないといけないということになるので、ここが一番難しいところかと思います。

○磯谷副部長 色々難しい議論ですけれども、関連で。

○増沢委員 今のことにも関連して、一方で、全ての通告ケース、全件安全確認が本当に48時間以内に必要かということ、そうではないということも現場は経験していると思うのです。つまり、今はもうこれを変えるのはなかなか難しいというのは磯谷委員のおっしゃるとおりなのですけれども、しかし、もし無駄なことをしているケースがあるとしたら、それはもっとやるべきことにシフト転換したほうが効率的ですね。つまり、そういったことを研究ベースできちんとやる段階に入っているのではないかと。予防的支援もそうですけれども、介入した結果どうであったのかの評価をすること。これはケースを追うことももちろん必要ですけれども、それだけではなくて、支援者側であるワーカーからも手応えなり、成果なりを聞いていく、そうしたデータも重要と思います。

こういったことを今、忙しい児童相談所がこの領域だけでやるのは非常に難しく、先ほど支援の評価ということが出てきているときに、疫学的な調査も含めて大学の研究所ともしっかりとコラボすることを東京などが先進的にすることが大事かと思います。日本はそれが本当にできていないので、欧米は必ず研究所とコラボをして、支援の評価をしているのです。疫学的な調査もして、だから、どれだけ必要なのだということも出しているのです。ぜひ東京はいっぱい大学がありますから、そんなことも盛り込んでいかれたらどうかと思いました。

それと、宮島委員がおっしゃったワーカーの姿勢。確認すればそれで済むのだというそ

れこそ官僚的なやり方です。それを進めていけば破綻しかないと思うのです。こういう姿勢を身につけるときに、つまり、予防的な支援をする姿勢を身につけた上で介入するのと、全く介入オンリーだけで鍛え上げられていくのとでは違ってくるように思います。僕も山本委員のおっしゃるように、介入していくところと支援というところをどこかですみ分けることが必要だと思います。ただ、人材育成においては両方の場を経験するよう人事異動や交流をすべきだと思うのです。今、区市町村が児童相談所に学びに行くことがよく行われていますが、逆がないのです。これは何でかと本当に不思議なのですけれども、これを行っている限り、介入的な児童相談所のやり口を区市町村が学んでいくことにもつながりかねない。逆に、介入している児童相談所職員こそ予防的な前線の知見を、ケースを見て学んで、それを持ち帰って、そうすると随分変わってくるのではないかと。最後に人材育成のことが書いてありますので、そういった支援機関と介入機関との人事交流、お互いが学び合うというところをぜひ展開してほしいということを書いてほしいと思います。

以上です。

○磯谷副部長 では、宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 うやむやにしてそのまま留保するという意味で、さっき、判断の保留をするということを申し上げたわけではありません。行って、姿を見て、注意喚起して帰ってきたと。何の聞き取りもしていない。これでアセスメントができるはずはないですね。ちゃんと聞き取りをしなければいけないのです。安全確認という言葉がいい面に進んだ面もあるかもしれませんが、姿を見ればいい、聞き取りもしなくていい、注意喚起をすればいい、こういう理解や実践が実際のところは増えています。ちゃんと聞き取りをする、それまでは判断できない、そういう意味でさっき言葉を使ったのであって、宙ぶらりん置いておいたり、見過ごしていいということでは全然ないということを発言させていただきたいと思いました。

○磯谷副部長 では、大木委員、お願いします。

○大木委員 今の話と関連していることだったので、皆様方の話を聞きながらそうだなと思ったのですけれども、さっき手を挙げたときは、介入と支援が市民の人から分かりにくいという御意見が山本委員からありました。私は支援者の中でもここがうまく整理できていないのではないかとすごく思っています。何を介入として考え、何が支援なのかとか、何が予防でどこが介入なのかということが支援者側もすごく曖昧になっているというところは、すごく課題だと思うのです。この提言書の中で、一旦それを定義づけるというか、ち

ちゃんと共通認識が持てるような整理があった上でこの提言がないと、うまく伝わっていかないのではないかとすごく思います。

保健の立場から言うと、予防と介入はすごく連続しているので、予防のときから出会っていて、それこそ、さっき宮島委員がおっしゃったけれども、保健の支援対象者というのは子供とか親ではなくて家族なので、お母さんに、あなたがあなたの子供もあなた自身も守ることができないと私は判断したということをお母さんに迫るのです。これはもうセパレートが必要だと思ったときは、これまでの関わりの中から、あなたがあなたの子供を守れないし、あなた自身をも守れないという状況に至っていると思ったので、これはこのまま一緒にいることを私はよしとはできないのだということを説明する。それはそれまでの関わりのある事例の中でその支援展開になっていくのです。

でも、そこは介入になるからどこかに渡すということではなくて、チームの中で関わるということなんです。その場合にメインに関わる場所は移動していくのかもしれないけれども、チームの中で連続的な状況アセスメントがあって、支援プランが導き出されるのではないかと。保健で関わって、保健師として関わっているとそういうイメージなので、そういったことがもうちょっとここに盛り込まれるといいなと思いました。

今、他県のことですけれども、安全確認を、母子保健部門の人たちは未受診者訪問に行けるから、未受診者訪問に行って現認してこいとなる。未受診者訪問が何で現認になるのだろうというのだけれども、他県などではそういうことが自治体の中で言われていて、それは専門職自身もその説明ができないのと、行政の中で色々な死亡事例などを経験すると、そういう行政機関の中でとにかく子供が大丈夫かだけ見てこいということに短絡的になってしまいがちということがあるので、この介入と支援という話はちゃんと整理して、意味や連続性を説明しておかないといけないのではないかと思います。

○磯谷副部長 どうぞ。

○影山児童相談センター児童福祉相談担当課長 私のほうからしゃべってしまってすみません。

介入と支援を支援者側の問題として考えたときに、児童相談所はある意味で相談機関なのだということの中で、虐待であろうが何であろうがそこには対応しているので、あえて介入とか支援とかという言葉を使い込んでいるけれども、児童相談所の対応をしている児童福祉司というのは、子供の問題、困っている家庭に対して何らかの改善を図ること、それを応援するのだ、そういう立場で私たちはずっと関わってきているのだろうと。それが法律の

変化とか、死亡事例とか、色々なことが起きたときに、ここはもう介入強化だとか、互いに並行してやれば、介入と支援の裏表が同時にできるのかとか、こういう議論になってきているけれども、現場のワーカー一人一人にとっては、基本は介入から始まったとしても、何とか問題があればそこを改善したい。そういうところで常に考えている人たちが大多数なので、そこは大木委員が保健の部門であればこの辺りは一体的なところで考えているのですよというところでおっしゃってくれたように、もう一回原点に戻って、相談所の相談機能はこういうことなのだということで、今のところはきちんと位置づけていただけると、現場のワーカーが本当に応援されているような気持ちになるのかなと思ったところがございます。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

松原委員。

○松原委員 大体皆さんのおっしゃっていらっしゃることに賛成なのですが、子供の意見表明は大切です。ただ、年齢、発達等によって意見表明できない子供たちがいるので、今の日本の制度の中で誰が子供の立場に立って意見を表明するのかというと、児童相談所の職員が想定できるかどうか、これを議論してほしいということが一点。

それから、東京都の事例などのスーパービジョンを時々させていただくと、色々なところで親参加が実現していますが、提言⑦などを見ても、中に含めているのかもしれないけれども、支援プログラムを充実するというところで、進行の中に親が参加してきているという表現がなかなか明確に出てきていないので、そのことも。日本の制度で親の側に立った弁護士はなかなかつけられないので、従うということではないですけれども、親の考え方も表明できる、そういうシステムづくりが必要かと思いました。

以上です。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

引き続き、山本委員、お願いします。

○山本委員 ずっとこだわっていますけれども、基本なので支援は大事なのです。だけれども、例えば安全確認に行かなければいけないとき、相手は相談者ではないのです。相談する気もないわけです。子供を見せてくださいと言って、拒まれたらどうするのという話です。

世界的な動向を見ても、相談意思があって協力的な相談の場面が展開できる相手と、相談拒否があって展開できない場面とで、子供の安全責任の考え方が変わるということがず

つと基本にあって、子供の安全責任が親の協力を得られなくて確保できなければ介入するのだと。だから、そこは司法関与でフィードバックしないといけない。そういう発想が子供の権利条約の中にもともとあったと思うのです。それを日本は飛ばしているのです。

フランスの民法の考え方は日本と近いと言われていますが、フランスは、親自らが相談意思を示した場合は行政保護、親が相談意思を示さない、抵抗する場合は司法保護と分かれていっているのですけれども、そういう子供の安全責任に関する区分けというものがはっきり要るのだと思います。そこが介入ですね。だから、親権の一部抑止ですね。そういうものが介入に残ってしまうのだと。それをすぐに保障するために、イギリスの場合は、子供を保護するのだけれども、すぐにプロテクションカンファレンスをやるというようになっていると思うのです。その義務・責任の部分が子供の安全にあるときに、親が協力するときとしないときで緊急の課題が違うということを考えなければいけないから、この介入と支援という言葉が出てきている。そういう問題かと。

保護機能の切替えも同じことで、これが突然子供の安全確認を遮断して、二度と来るな、おまえらと話をしないと行った瞬間に、それはほっておけなくなるわけです。そういうことが起こったときに、子供の安全責任をどうするのか。そこで相談しろと言っていたのでは間に合わないのです。だから、そこが行政責任としてどうしても残っている部分なのです。そこをどうするのかということをはっきり規定したほうがいいかと。

ニューヨークのホームページを見ると、CPSと向こうは言わないのですけれども、CPSのようなものが何で来るのかというと、あなたの育児を支援し、あなたの養育を破綻から救うためだと書いてある。ただし、その次のページをめくると、必要があるときには緊急保護がある、プロテクションカンファレンスをしますと書いてある。そのように二段構えで、協力してもらえなくて子供の安全が確保できないときには権限を使うよと。そういう部分は必要があるから出てくるわけです。そこを明確にして、それに対してすぐ意見表明を求める。参加してくればそこで支援になっていくわけです。そういうプロセスを分かりやすくすることが必要かと思えます。

今のところ、介入と支援とだけ言っていると、権限側の説明だけになっていて、介入されるというほうが一般市民は先に来ますね。それをどうして、何でそんなことをしているのかという意味から入っていかないといけないかと。そういうことをみんなが言われていることかと思えます。

以上です。

○磯谷副部長 では、大木委員から先でいいですね。

○大木委員 私はさっきうまく言えなかったのですが、ここで使っている介入が、今、山本委員が言っていた本当に危機介入しなければいけない介入と、支援経過の中で、やっぱりここはもうセパレートだねということで入っていく介入と、共に日本語では「介入」になっている。だから、まずそこを整理して、支援の中で保護、セパレートを考えるみたいなことは、介入と違うこっち側で整理をしたほうがいいのではないかと。言葉が混乱するという意味です。

○磯谷副部長 宮島委員、お願いします。

○宮島委員 フランスでは抵抗することが当たり前で、抵抗権が明確になっていますね。それで納得できなかったら第三者、司法の判断を仰ぐと。日本は逆で、28条立入調査、臨検、捜索をつくっても、実質が本当に少ないわけですね。では、どうなっているかといったら、スルーしているというよりも、行政が無理やり同意を取る形も一方ではかなり進んでしまっているわけです。この辺りの整理は絶対に必要だと思います。

支援と言うと誤解が広がるから気をつけなければいけない。本人の嫌がることはしないというのが支援であるかのような受け取り方がありますが、そうではない。本当に支援というのは、血を流してもやらなければならない。抱きかかえたら抵抗されて、だから、粗削りの材木を抱きかかえるようなものだと、「抱樸」の奥田先生がおっしゃっています。支援は命がけでやるものだ、守るものだという理解のないところで支援だけ充実させると言うと、確かに誤解が生じて、それでほんわかしたものの、情報提供して、あなたの嫌がることはしませんと。そういう誤解を広げてはいけない、ここはちゃんと踏まえて書いておかなければいけないと思います。

○磯谷副部長 これはなかなか事務局、大変ですね。本当にそれぞれのお考えはそのとおりだと思うのですが、言葉の問題もあるし、場面の問題もあるし、制度論と、ある意味テクニック、訪問していくテクニックもありますし、すごくもつれにもつれている状況なのかと思います。

事務局のほう、大丈夫でしょうか。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 今、御指摘いただいたように、非常に難しいところだと思います。本当は定義のところは、大木委員のおっしゃるとおり、こうだということを最大公約数的にしっかりとさえいえるのですが、今の皆様方の議論を見てもすごく色々な角度からの色々な切り口があり、それが果たして最大公約数的にまとめ切れるかと

いうのは、色々考えさせてください。もしかしたら、これは引き続き議論のあるところだと含みを持たせていただくような言い方になってしまうかもしれません。

はっきりと提言というよりも、テクニク的で恐縮なのですが、「おわりに」のところで、色々難しいところを、なるべく輪郭をつくりながら、でも、議論が必要なところは引き続きというようなイメージで頑張ってみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

私もまとめる能力がないのですけれども、まだケースとして児童相談所が把握できていない、いわゆる初期の段階ですね。そういう場面と、一定の支援とか、一定の関わりがある中で切り替えていく。切替えという言葉をもた使ってしまったけれども、そういう場面は違って、さっきから増沢委員や宮島委員がおっしゃっている、要するに、いきなり入っていくときにも安全確認させろみたいな話で入っていくと、実際には本当は支援が必要だった、ニーズが色々あったのに、その機会を結局失ったまま全然つながらないねと。これは物すごく大きな問題で、特に今回第2章で予防ということを出す意味では、ここは物すごく重要な問題なのだろうと思うのです。

ただ、一方で、山本委員がおっしゃるように、確かに安全確認が果たしている役割は決して小さくないし、本当はよく分析しなければいけないのでしょうけれども、少なくとも今の情勢から安全確認はトーンを落とすというのなかなか困難なのだろうと思うので、そこをどう初期のところで折り合いをつけるのかというのが、現実にワーカーが非常に悩むところかと。そこは整理しきれないかなという感じですね。

支援をしている中で、しかしながら、もう子供が守れていないという状況になったときに、これはアセスメントをし直して、切り替えて、また保護をすとかというところはあまり異論のないところで、ここをもし妨げているものがあれば、それは何とか改善をして組み立て直していくということが必要なのだろうなど。それはスーパーバイズ、先ほど、私も全然その言葉が入っていないというのはどういうことなのかと思いましたけれども、そういったところでやっていくのかと思います。

松原委員、何か最後に付け加えていただくことはないですか。

○松原委員 なかなか難しい議論だと思います。現場の状況はよく分かるのですが、ワーカーの悩みを解決するためにある程度システムをつくってあげないと、個人技ではなかなかカバーしきれないところがあると思うので、抽象的な言い方なのですが、そこは制度設計

に力を入れていただくことが、裏を返すと現場を支えることになるのではないかと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

それから、先ほど、第2章のところでも申し上げなかったのですが、子供家庭支援センターで専門性を高めていく中で、これはもう前から言われていることですが、人事の問題は大きいと思うのです。つまり、結局スキルが上がってきて知識も豊富になってきたところを異動してしまうとか、そういうところも聞くので、その辺りは何とかならないかと思えます。これは区市町村と議論という、さっきどこかに出てきたと思えますけれども、こちらで決められるわけではないですが、専門性を高めるという意味ではそこは避けられないのかと思うのです。それだけ補足させていただきます。

さて、そろそろ時間的なところもあるのですが、でも、この機会にもう少しというのであれば、山本委員が今、目が語っていました。

○山本委員 宮島委員の言う支援と、私が言っている緊急の安全確認・保護とは、整合性が取れると思えます。これに関して欧米で議論になっている手がかり言葉で言うと「家族維持」ということが目指されている。日本は特にそうですね。アメリカは簡単に親権を剥奪してしまって、パーマネンシープランニングで里親に渡してしまえますけれども、日本はなかなかそうしないですね。何とか家族で修復できるかをすごく大事にする。これは家族維持です。この家族維持のための支援の中に、そういう意味では介入は入っているわけです。ですから、何のために最終的にしているかということ、子供と親がハッピーに健全育成の達成ができるためですね。そのためのプロセスとして、親の同意がないときに安全をどうするのかと、親の同意があるときにどうするのかと、説得して親を同意させることができるのか。そういういくつかの場面分けがあって、そこで権限の執行の仕方が変わる、そういうことだと思えます。

子供の安全確保と家族維持というように分けられているのですが、そういう考え方が、日本の場合、親から子供を取るか取らないかみたいなそこだけとか、安全を確認するかしないかというそこだけで突出してしまって、全体の流れ、狙いを基にして何をしているというように戻らない。確かにそれは松原委員がおっしゃったように、制度システムがそういうポリシーを謳わないといけない部分だと思います。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局はこの第3章についてほかに御発言はありますか。いいですか。

特になければ、議論としてはここまでとさせていただきます。例の緊急提言のところについて、事務局から御説明いただきたいと思います。

○宿岩事業調整担当課長 では、資料4をご覧ください。

前回緊急提言案をお示しして、その後、皆様からの御意見を踏まえて内容を確定しております。大きな変更というよりは、文脈や言い回しを変更しています。

記書き以下の4つの提言内容については変更ございません。表題だけ申し上げれば、1点目は「在宅支援サービス・母子保健サービスの充実」、2点目が「区市町村の子供家庭相談体制の一層の強化」というところで、相談体制の強化をうたっています。3点目は「児童相談所体制の一層の強化」というところで、児童相談所の職員や一時保護所の体制強化を謳っております。最後に4点目としまして「児童相談所と子供家庭支援センターの一層の連携強化」というところで、両機関の更なる連携強化を図るという内容としております。

また、一部、確定の間際の段階でいただいた意見で、表現や文脈で反映し切れない部分もございましたので、それにつきましては、最終的に報告書案をまとめる段階で盛り込めなかった内容等も考慮した上でまとめていきたいと考えております。

資料4の説明は以上でございます。

○磯谷副部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上とおりのこととなります。事務局から、今後の予定などについて御説明をお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 資料5をご覧ください。

次回第4回の部会ですが、11月、日付といたしましては25日の水曜日午後7時から開催を予定しております。会場は都庁内会議室を予定しております。詳細が決まり次第、御連絡させていただきます。

なお、机上に開催のお知らせを置かせていただいております。同じく机上に配布させていただきました出欠届につきましては、お帰りの際に御記入いただき、机上に置いたままお帰りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、資料集につきましては、お持ち帰りいただいても結構ですが、机上に置いておいていただければ、次回以降も事務局のほうでファイルを机上に御用意させていただきます。お持ち帰りになる場合には、お手数ですが、次回お持ちいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○磯谷副部長 ありがとうございます。

それでは、本日の第3回専門部会はこれで終了させていただきます。長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後9時00分

閉 会